3　協会員は、与信事業に係る個人の返済能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供するに当たっては、保護法第23条第２項（オプトアウト）の規定を適用しないこととし、前項に従い本人の同意を得ることとする。

4　協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、個人情報保護委員会に届け出た上で、第１項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。また、協会員は、保護法第23条第２項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること
⑵　第三者に提供される個人データの項目
⑶　第三者への提供の方法
⑷　本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
⑸　本人の求めを受け付ける方法

5　協会員は、前項第⑵号、第⑶号又は第⑸号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないものとする。また、協会員は、保護法第23条第３項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表しなければならない。

6　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。

⑴　協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
⑵　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
⑶　特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第８項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

7　協会員が前項第⑶号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。

8　協会員は、第６項第⑶号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（解説）

⑴　個人データを提供する場合の留意事項

協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。

①　法令に基づく場合等の適用除外の場合（第１項第⑴号～第⑷号）
②　オプトアウトによる場合（第４項）
③　委託の場合（第６項第⑴号）
④　合併等の事業承継の場合（第６項第⑵号）
⑤　共同利用の場合（第６項第⑶号）

第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

【第三者提供とされる事例】（ただし、保護法第23条第５項各号の場合を除く。）

事例１）親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合

事例２）フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合

事例３）同業者間で、特定の個人データを交換する場合

【第三者提供とされない事例】（ただし、利用目的による制限がある。）

事例）同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合

・　ＳＮＳ等の取扱い

ブログやその他のＳＮＳに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のＳＮＳの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

⑵　「法令に基づく場合」の具体例（第１項第⑴号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　国税通則法第74条の２他（税務署の所得税等に関する調査に対応する場合）
②　国税犯則取締法第１条（収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査）
③　刑事訴訟法第197条（捜査関係照会）
④　犯罪収益移転防止法第８条第１項（疑わしい取引の届出）
⑤　民事訴訟法第223条（文書提出命令）
⑥　刑事訴訟法第218条第１項（令状による差押え・捜索・検証）
⑦　所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）
⑧　地方税法第72条の63（事業税に係る総務省の職員の質問検査権）
⑨　国税徴収法第141条（質問及び検査）
⑩　貸金業法第24条の６の10（報告徴収及び立入検査）
⑪　預金保険法附則第７条（債務者の財産調査）
⑫　民事執行法第147条（第三債務者の陳述）
⑬　貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供
⑭　協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合
⑮　金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合
⑯　弁護士法第23条の２第２項に基づく弁護士会の照会に応じる場合

なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑶　「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第１項第⑵号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を企業間で共有する場合
②　顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合